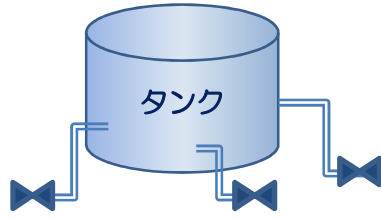
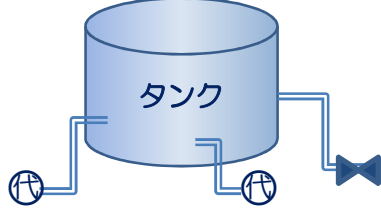
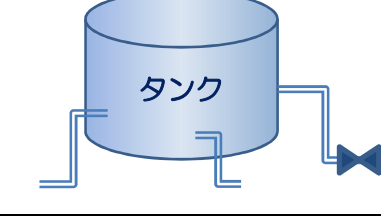
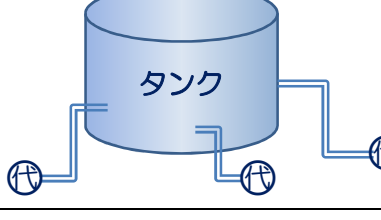
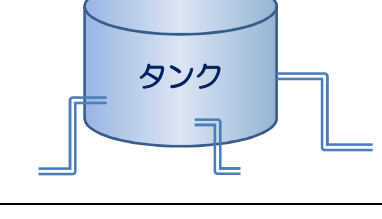


(参考) 緊急遮断弁設置に係る評価の考え方

○論点

緊急遮断弁の設置に関して、第2期対策計画では、弁設置に加え、代替措置による対策を認めることとした。これにより、タンクに接続する主要な配管が複数ある場合、弁設置と代替措置による対策が混在することとなるため、その取扱いについて以下のとおり整理したいと考える。

○見直し案のイメージ

パターン	図	第1期計画	第2期計画	
			現状	見直し案
①すべて設置済		◎設置済	◎設置済	◎設置済
②一部設置済、残り代替措置済				○代替措置済（一部設置）
③一部設置済、残り未対策				△一部設置 ⇒ 残りの箇所対策を促進
④未設置、代替措置済		×未対策	○代替措置済	○代替措置済
⑤未対策			×未対策 ⇒ 対策を促進	

○タンクに接続する主要な配管等について

消防庁通達（平成10年3月20日 消防危第31号）に基づき、以下に該当するものを主要な配管として取り扱う。

<対象とする配管>

- ① 危険物の受け払い配管
- ② 危険物をミキシングするための配管
- ③ バイパス配管、リターン配管
- ④ その他危険物を移送するための全ての配管

<対象としない配管>

- ① 受入専用配管とタンク結合部分の直近に逆止弁が設置され、配管が破断した場合においても、タンクから配管側に流れ得ない構造のもの。
- ② タンク屋根部など、タンクの最高液面より上部の位置から配管が出ており、配管が破断した場合においても、タンクから配管側に流れ得ない構造のもの。（単に、配管が屋根部など、液面より上部の位置にあるだけのものは該当しない。）
- ③ 水切り配管等、操作頻度が少ない配管であって使用時に係員がバルブ直近に配置され、緊急時に速やかに閉止操作が確実に実行できるもの。
- ④ 電動弁（コントロール弁等）の自動バルブで予備動力源が確保されているもの。ただし、遠隔操作を行う場所が防油堤外であり、かつ、予想される危険物の大量流出に対して十分に安全な場所であること。